

選挙資金改革法違憲訴訟について

1. 原告・被告

原告—連邦議員、政党組織のほか、各種団体等 84 の個人・団体

被告—連邦選挙委員会 (Federal Election Commission) 、司法省

(1) 主な原告

① 連邦議員

- ・マコーネル上院議員 (Mitch McConnell : 共和党、ケンタッキー)
- ・ポール下院議員 (Ron Paul : 共和党、テキサス)
- ・トンプソン下院議員 (Bennie Thompson: 民主党、ミシシッピ)

② 政党組織

- ・共和党全国委員会 (Republican National Committee)
- ・カリフォルニア民主党 (California Democratic Party)

③ 各種団体

- ・全米ライフル協会 (National Rifle Association)
- ・米国商工会議所 (Chamber of Commerce of the United States)
- ・米労働総同盟産業別組合会議 (AFL-CIO : American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations)
- ・全米放送事業者協会 (National Association of Broadcasters)
- ・米国自由人権協会 (ACLU : American Civil Liberties Union)

(2) 被告

- ・連邦選挙管理委員会 (Federal Election Commission)
- ・司法省

2. 訴訟物・訴訟提起の法的根拠等

- (1) 本件は、2002 年選挙資金改革法 (Bipartisan Campaign Reform Act of 2002; BCRA) の違憲性について、確認判決及び違憲性を理由とする差止命令 (declaratory and injunctive relief) を求める訴訟です。

declaratory relief とは、宣言的判決 (declaratory judgment) と同義であり、いまだ具体的な事件としては熟していないものの、原告がその権利について不安・懸念をもつときに、権利関係、法的地位を宣言することにより紛争の終結を目指してなされる制定法上の救済であり、拘束力は当事者間のみですが、同種訴訟がなされても同様の判断が下されることを宣言するものであることから事実上的一般効を有するものといえます。かつては、事件争訟要件を充たすかが問題とされました。今日では法律上の根拠がある場合に広く認められています（東京大学出版会「英米法辞典」（田中英夫編集代表）233頁参照）。

(2) 2002年選挙資金改革法では、第403条に同法の憲法適合性を争うための宣言的判決又は差止命令に関する手続を定めており、これが本件訴訟の制定法上の根拠となります。

すなわち、同条は、具体的には、同法の憲法適合性を争うための宣言的判決又は差止命令に関する訴訟については、DC 地区連邦裁判所が第1審管轄を有し（審理は3名の合議）、上訴は連邦最高裁判所に対してのみ可能であること((a)項)、連邦議員は上記訴訟を提起し又は訴訟参加できること((b)項、(c)項)等を定めています（条文末尾）。

3. 本件訴訟の争点

(1) 本件では、2002年選挙資金改革法が、政治献金のうちいわゆる全国政党に対する「ソフトマネー」献金の一律禁止、論点広告の規制等を行う点を捉え、言論の自由（修正第1条）に反するとして憲法適合性が争われました。

ここでいう「ソフトマネー」とは、連邦選挙のために集められて使用される資金である「ハードマネー」（従来より規制対象）と異なり、選挙以外の政党活動、すなわち党勢拡大や有権者啓蒙のための広報活動等のために集められて使用される政治献金です。また、論点広告は、政策に関する意見表明を行う広告（但し、特定候補者に対する支持・不支持を明示しないもの）です。

- (2) 従来の選挙法では、「ソフトマネー」及び「論点広告」とも規制対象外でしたが、ソフトマネーを利用した論点広告による事実上の特定候補の支援や批判が盛んに行われるなど、その濫用がなされてきたことから、本法により、全国政党に対する「ソフトマネー」献金の禁止、選挙前一定期間における特定候補を想起させるような論点広告の原則的禁止等を行いました。
- (3) DC 地区連邦地裁による第 1 審判決（本年 5 月 2 日）は、本法の全国政党によるソフトマネー調達・使用の一律禁止を違憲とする一方、連邦選挙の候補者に対する支持又は批判広告へのソフトマネー使用に対する規制、企業及び労働組合による連邦候補者への支持・批判と解される「選挙向け広告」への資金提供に対する規制については合憲としました。しかし、各論点についての 3 人の判事の立場が入り乱れるなど、その論旨は一貫しているとは言えないこともあり、連邦最高裁による判断が待たれるところです。（了）